

令和4年9月6日

令和4年第3回奥多摩町議会定例会会議録

令和4年9月6日 開会

令和4年9月16日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和4年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和4年9月6日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | |
|------|--------|------|--------|------|--------|
| 第1番 | 伊藤 英人君 | 第2番 | 森田 紀子君 | 第3番 | 相田恵美子君 |
| 第4番 | 小山 辰美君 | 第5番 | 木村 圭君 | 第6番 | 大澤由香里君 |
| 第7番 | 澤本 幹男君 | 第8番 | 小峰 陽一君 | 第9番 | 石田 芳英君 |
| 第10番 | 宮野 亨君 | 第11番 | 高橋 邦男君 | 第12番 | 原島 幸次君 |

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

| | | | |
|----------|--------|---------|--------|
| 町 長 | 師岡 伸公君 | 副 町 長 | 井上 永一君 |
| 教 育 長 | 若菜 伸一君 | 企画財政課長 | 山宮 忠仁君 |
| 若者定住推進課長 | 須崎 洋司君 | 総 務 課 長 | 天野 成浩君 |
| 住 民 課 長 | 加藤 芳幸君 | 福祉保健課長 | 大串 清文君 |
| 観光産業課長 | 杉山 直也君 | 環境整備課長 | 坂村 孝成君 |
| 会計管理者 | 坂本 秀一君 | 教 育 課 長 | 新島 和貴君 |
| 病院事務長 | 岡野 敏行君 | | |

令和4年第3回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

令和4年9月6日(火)
午前10時00分 開会・開議

会期 令和4年9月6日～9月16日(11日間)

| 日程 | 議案番号 | 議案名 | 結果 |
|----|--------|---|-----------|
| 1 | — | 議長定例町議会開会・開議宣告 | — |
| 2 | — | 9番 石田 芳英 議員 会議録署名議員の指名 10番 宮野 亨 議員 | |
| 3 | — | 会期の決定について | 決定 |
| 4 | — | 議会関係諸報告 | — |
| 5 | — | 町長あいさつ | — |
| 6 | 議案第44号 | 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 7 | 議案第45号 | 奥多摩町議会議員及び奥多摩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 8 | 議案第46号 | 奥多摩町一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 9 | 認定第1号 | 令和3年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について | 決算特別委員会付託 |
| 10 | 認定第2号 | 令和3年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 決算特別委員会付託 |
| 11 | 認定第3号 | 令和3年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 決算特別委員会付託 |
| 12 | 認定第4号 | 令和3年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 決算特別委員会付託 |
| 13 | 認定第5号 | 令和3年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | 決算特別委員会付託 |
| 14 | 認定第6号 | 令和3年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 決算特別委員会付託 |
| 15 | 認定第7号 | 令和3年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 決算特別委員会付託 |
| 16 | 認定第8号 | 令和3年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について | 決算特別委員会付託 |

| 日程 | 議案番号 | 議 案 名 | | 結 果 |
|----|--------|---|-------|-------------|
| 17 | 報告第 2号 | 令和3年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について | | — |
| 18 | 報告第 3号 | 令和3年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について | | — |
| 19 | 報告第 4号 | 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和3年度分）の報告について | | — |
| 20 | — | 陳情の受付について | 陳情第2号 | 経済厚生常任委員会付託 |

(午後1時28分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（高橋 邦男君） これより令和 4 年第 3 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

9 番 石田 芳英議員、

10 番 宮野 亨議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 8 月 30 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、原島幸次議員よりご報告願います。原島幸次議員。

〔議会運営委員長 原島 幸次君 登壇〕

○議会運営委員長（原島 幸次君） 議会運営委員会の報告をいたします。

令和 4 年第 3 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 8 月 30 日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果をご報告いたします。

はじめに、本定例会の会議であります、本日から 9 月 16 日までの 11 日間とすることに決定しました。

次に、会期中の諸日程であります、配布してあります会議予定表をご覧ください。

まず、上程された議案は、全 21 件であります。本日及び明日 9 月 7 日の 2 日間で審議を行います。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付は、陳情が 1 件と報告されましたので、明日 7 日、本会議終了後、経済厚生常任委員会を開催し、審査をお願いします。

なお、この審査が行われた陳情の採決は、第 3 日目の 9 日に行います。

次に、一般質問であります、本会議 3 日目の 9 日に行います。

通告者は 10 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようお願いいたします。

次に、9 月 13 日及び 14 日の 2 日間で議長と議会選出監査委員を除く委員 10 名で構成する決算特別委員会を開会し、令和 3 年度の各会計の決算に関する審査を行い、2 日目の 14 日に採決を行います。

次に、9月16日の本会議4日目は、本定例会の最終日であり、決算特別委員会に付託し、審査が行われた令和3年度全8会計の決算についての委員長報告及び採決を行います。

次に、本日の審議内容について申し上げます。配布してございます提出案件及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

議案第44号から議案第46号につきましては、それぞれ単独上程の上、採決につきましては、即決と決定しております。

次に、認定第1号から認定第8号までの8会計の決算認定議案については、一括で上程され、会計管理者からの説明終了後、報告第2号及び報告第3号の令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について一括で報告がございます。

次に、松永代表監査委員により、決算並びに健全化判断比率等の審査報告を行っていただきます。

代表監査委員の審査報告終了後、認定第1号から認定第8号までについては、決算特別委員会に審査を付託することに決定しております。

なお、暫時休憩をとり、正副委員長の互選も行われる予定となっております。

次に、報告第4号として、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についての報告があります。

本日の審議は、この報告第4号をもって終了し、補正予算等の審議については、本会議2日目を明日9月7日に再開し、審議することと決定しております。

本会議2日目は、議案第47号から議案第52号までの令和4年度の一般会計をはじめとする特別会計補正予算の6議案について一括上程とし、採決については、それぞれ即決と決定しております。

次に、議案第53号につきましては、単独上程の上、採決につきましては、即決と決定しております。

次に、会期中に町長提出議案の追加案件が2件上程される予定でございます。この追加案件については、会期中に議会運営委員会を開催し、取扱いを審議の上、上程する予定であります。

以上が上程別、採決別取扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行出来ますよう、議員各位並びに理事者のご協力をお願いし、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間とし、議案の上程

別及び採決別についても併せて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

また、本日の日程は、配布のとおりであります。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、配布のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

[町長 師岡 伸公君 登壇]

○町長(師岡 伸公君) 本日、令和4年第3回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に関する事項ですが、7月以降、国内における感染拡大が止まらず、東京都においては、感染拡大への対策に関する方針と取組として、都民の生活と命を守ることを最優先に、医療提供体制等に万全を期すこと、また、ワクチン接種の促進と都民、事業者へ感染防止対策の徹底を促し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることとしております。

町におきましても町民の方の感染が続いており、町職員の感染も発生している状況であります。罹患された方には心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早いご回復をお祈りいたします。

感染された方々、また、そのご家族等への不当な差別、偏見、誹謗中傷などの人権侵害や風評被害等はありません。町といたしましては、引き続き正確な情報を提供するとともに、一人ひとりの冷静な判断と行動をお願いしてまいります。

今後も厳しい状況が続く、町民皆様には大変なご不便をおかけすることになりますが、町といたしましても引き続き町民皆様、議員皆様並びに事業者皆様、関係機関と一体となって感染防止、感染拡大防止を徹底してまいりますので、ご理解並びにご協力をお願いいたします。

一方、4回目のワクチン集団接種の状況ですが、65歳以上の方を対象とした接種は、先

月の 28 日をもって完了し、今月には 60 歳から 64 歳までの方、また、18 歳以上の基礎疾患を有する方の集団接種を予定しており、実施に当たっては、引き続き町民皆様が安全で安心して接種出来るよう万全を期してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、一昨日の第 45 回奥多摩町総合防災訓練につきましては、令和元年の台風第 19 号災害や土砂災害特別警戒区域指定により、風水害への防災意識が高まっていることから、風水害訓練を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、各自治会における避難訓練など、町民皆様にご参加いただく訓練は実施せず、防災備蓄倉庫の確認、点検をお願いしたほか、「東京マイ・タイムライン」を活用した避難行動の確認、ご家庭内の非常用持出袋の点検、また、ハザードマップを確認の上、感染拡大状況下における自然災害発生時の避難先についてご検討をいただきました。

町といたしましても感染拡大状況下における自然災害への備えを万全にし、万一発生した場合にも自助、共助、公助とそれぞれの段階において町と住民、自治会、関係機関が一体となって町民皆様の生命と財産を守る所存でありますので、議員皆様にもご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、今年度から本格的に開始した事業の状況ですが、まず、多摩大学との大学連携事業では、町と多摩大学との包括的な連携を通じて開かれた地域社会を志向し、自然豊かな奥多摩町を軸とした地域社会への貢献を図るため、今月下旬に連携協定を締結する運びとなりました。協定締結後も協議を重ね、多機能型地域活性化拠点のオープンを目指すとともに、学生の若い力を借りながら、そして、地域皆様のご理解をいただきながら、引き続き連携を図ってまいります。

次に、野村不動産ホールディングス株式会社と連携した地域資源活用事業では、事業対象地である小丹波地内の大塚山周辺における町有地の分収林契約解除に向けて今年 2 月から 41 契約の代表者と交渉を重ねてきた結果、ここで対象全 10 筆分、延べ約 400 名の山林所有者から契約解除の同意を得ることが出来ました。

今後、町と野村不動産株式会社で締結予定の地上権設定契約を経て、山林所有者に対し、分収林契約解除に伴う立木補償金の精算を行っていくこととなります。

また、事業の展開といたしましては、野村不動産株式会社が今後策定する森林経営計画に基づき、来年度以降、企業の循環する森づくり活動等が開始される予定であります。町内には伐採時期を迎えた多くの人工林がありますが、輸入材の増加や林業の採算性の低下、また、高齢化等による生産活動の停滞から放置される森林が多く存在しており、森林の持

つ多面的機能の低下にも繋がりがねない状況であります。

これらの課題解決に向け、民間の力を借りて地域材を活用し、持続可能な社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

次に、庁舎建設整備事業では、先月、庁舎建設委員会の住民委員の募集を行い、選考の上、3名の住民委員が決定いたしました。また、同時に関係団体への就任依頼も行い、ここで委員構成が決定し、今月下旬に第1回の委員会を開催する予定であります。

今後、委員会では、建設候補地の選定や庁舎の規模など、建設整備に向けた基本計画等について検討、協議を行っていただくこととなります。議員皆様には引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきましてご説明申し上げます。

議案第44号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例につきましては、町民税における住宅借入金等特別税額控除の延長・見直し、固定資産課税台帳の交付等に関し、DV被害者等である場合に住所に代わる事項を記載する措置を講じること等について地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するものであります。

議案第45号 奥多摩町議会議員及び奥多摩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動に係る公費負担額の基準単価が改定されたことから規定を整備するものであります。

議案第46号 奥多摩町一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の育児休業の取得回数制限の緩和等について、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び人事院規則の一部を改正する人事院規則の公布に基づき、規定を整備するものです。

次に、認定第1号から認定第8号につきましては、令和3年度奥多摩町一般会計をはじめ、特別会計及び企業会計の計8会計の歳入歳出決算の認定をいただく案件でございます。

次に、報告第2号及び第3号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和3年度決算における奥多摩町健全化判断比率と奥多摩町資金不足比率について算定基礎事項を記載した書類とともに、監査委員に審査を行っていただきましたので、その意見を付して議会に報告するものです。

次に、報告第4号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により報告をするものです。

次に、議案第 47 号から議案第 52 号につきましては、現在執行しております令和 4 年度奥多摩町一般会計及び特別会計 5 会計の補正予算案となります。

次に、議案第 53 号 氷川溪谷遊歩道災害復旧工事請負契約の変更については、令和 3 年 6 月 11 日付で締結したこの契約について、内容の一部に変更が生じたことに伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をいただくものであります。

以上、条例の一部改正 3 件、決算認定 8 件、報告 3 件、補正予算案 6 件、契約案件 1 件の計 21 件であります。

また、本定例会の追加提出案件として、奥多摩町教育委員会教育長の任命の同意を求めることについて及び奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを予定しております。

これらの議案の具体的な内容につきましては、副町長をはじめ、所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、新型コロナウイルス感染症の収束には今後も時間を要しますが、アフターコロナを見据えた感染拡大防止と社会経済活動の両立が必要であり、地域住民の皆様をはじめ、事業者皆様のご協力が必要不可欠であると考えております。

町といたしましても今後も関係機関と連携を図りながら、感染予防や対策に取り組んでまいりますので、引き続き町民皆様、議員皆様のご理解、ご協力を心からお願いを申し上げます。令和 4 年第 3 回奥多摩町議会定例会の挨拶といたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

ここで、中央演台の清掃行いますので、しばらくお待ちください。

これより議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 44 号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、議案第 44 号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例につきまして提案のご説明をいたします。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の主な改正につきましては、先ほど町長からもありましたが、町民税における住宅借入金等特別税額控除の延長等の措置及び固定資産課税台帳記載事項証明書等の交付等に際し、DV被害者等である場合、住所に代わる事項を記載する措置を講ずる等につきまして規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、お手元に配布させていただきました奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の改正概要書よりご説明させていただきます。概要書をご覧ください。

冒頭の部分につきましては、既にご説明いたしましたので、主な改正内容からご説明いたします。

なお、概要説明につきましては、改正内容ごとにまとめて記載しておりますので、条番号は前後しますが、資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、主な改正内容、第1条関係につきましては、1つ目として、不動産登記法の改正により、登記に記録されているものがDV被害者等である場合の登記事項証明書等に関するDV被害者等の支援措置が講じられ、地方税法第382条の4固定資産税課税台帳の閲覧等の特例の規定により、記載事項証明書に住所に代わる事項を記載したものを交付しなければならないこととする法改正に伴い改正するもので、丸印のあります1つ目は、納税証明書の交付手数料、第18条の4、2つ目、固定資産課税台帳の閲覧の手数料、第73条の2及び3つ目の丸、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明の交付手数料、第73条の3におきまして、当町でも固定資産税の証明書の発行等をする際に登記されている住所ではなく、登記住所に代わる事項を記載する等所要の措置を講ずるものでございます。

施行日につきましては、令和6年4月1日となりまして、施行日以後に交付する納税証明書、閲覧する固定資産台帳及び交付する台帳等に記載されている事項の証明書に適用するものでございます。

次に、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しになりますが、所得割の課税標準、第32条では、現行制度において所得税と住民税で異なる課税方式の選択が可能となっているものを公平性の観点から課税方式を所得税と一致させる措置を講ずるものです。

次に、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、第33条の9では、総合課税、または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を所得税の確定申告の記載によって行うこととするものです。

次に、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、附則第14条の3では、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用することとするものです。

次に、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、附則第 18 条の 2 及び次の条例適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、附則第 18 条の 3 では、申告方式の選択に係る規定を整備するものです。

施行日は、令和 6 年 1 月 1 日となりまして、令和 6 年度以降の年度分の町民税について適用するものです。

次に、町民税における合計所得金額に係る規定の整備になります。町民税の申告、第 35 条の 2 では、町民税申告義務が免除されている公的年金等受給者について源泉控除対象配偶者の要件を明確化するもの及び省令改正に合わせ、項ずれを改めるもので、施行日は、令和 6 年 1 月 1 日となります。

裏面をご覧ください。個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、第 35 条の 3 の 2 では、給与所得者の扶養親族申告書等について配偶者の氏名等を記載し、申告等することとするものです。

次の個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書、第 35 条の 3 の 3 では、公的年金等受給者の扶養親族申告書等について退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を記載することを追加するものです。

施行日は、令和 5 年 1 月 1 日となり、施行日以降の支払いに係る申告書に適用するものです。

次の規定の整備につきましては、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収、第 43 条において他の条項と併せ文言を改め、次の新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例、附則第 23 条では、附則第 24 条の削除に伴い、規定を整備するもので、施行日は、令和 5 年 1 月 1 日でございます。

次に、町民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長等の見直しになりますが、附則第 5 条の 3 の 2 では令和 4 年分以降の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用があるものについて、所得税額から控除し切れなかった額を最高 9.75 万円を町民税から控除出来ることとするものです。

次に、附則第 24 条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置について、今回の改正に包含されることとなったため、規定を削除するものです。

施行日につきましては、令和 5 年 1 月 1 日でございます。

次に、法律改正に合わせての改正につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、附則第 15 条の 2 において引用条項の削除に伴い、規定の整備をするものです。

施行日は、令和5年1月1日でございます。

続きまして、第2条関係になりますが、こちらにつきましては、奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和3年条例第14号）により改正され、現在において未施行の規定につきまして、第1条関係の改正の影響により規定を整備するもので、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る扶養親族の記載について年齢16歳未満以外の扶養親族で退職手当等を有する者を追加するもの及び町民税に関する経過措置について所要の規定を整備する内容でございます。

以上で、議案第44号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第44号の質疑を行います。質疑はありますか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

第1条関係のところのDV被害者等の支援措置の部分なんですけれども、住所に代わる事項を記載する措置、住所に代わる事項というのは、どういうことが想定されますか。

○議長（高橋 邦男君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） 3番、相田議員の質問にお答えします。

こちらの法改正があつてこういう記載はあるんですけれども、実際にどういう記載内容が登記所から来るのか、まだ示されておられませんので、内容的にはまだ確定はしておりません。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第44号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第44号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第44号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 44 号については、原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第 7 議案第 45 号 奥多摩町議会議員及び奥多摩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレットの 31 分の 18 ページ、議案第 45 号をご覧ください。議案第 45 号 奥多摩町議会議員及び奥多摩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 172 号）の施行に伴い、選挙運動に係る公費負担額（選挙運動で使用する自動車、燃料費、ビラ及びポスター）の基準単価が改正されたことから、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。20 ページの新旧対照表をご覧ください。下線の部分が改正となります。

第 4 条自動車の使用の公費負担額及び支払手続、第 2 号ア中、「15,800 円」を「16,100 円」に改め、同号イ中、「7,560 円」を「7,700 円」に改めるものでございます。

次に、21 ページをご覧ください。第 6 条ビラの作成の公費負担では、「公職選挙法施行令」の次に「（昭和 25 年政令第 89 号）」の文言を加え、次の第 8 条ビラの作成の公費負担額及び支払い手続では、「当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価が」の次の括弧内の単価について「7 円 51 銭」を「7 円 73 銭」に改めるものでございます。

次に、第 11 条ポスターの作成の公費負担額及び支払手続では、「当該契約に基づき作成されたポスターの 1 枚当たりの作成単価」の次の括弧内の単価について「525 円 6 銭」を「541 円 31 銭」に改め、「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額」の次の「310,500 円」を「316,250 円」に改めるものでございます。

次に、22 ページをご覧ください。附則といたしまして、第 1 項では、本条例の施行期日は、公布の日から施行し、次の第 2 項では、経過措置として、この条例による改正後の奥多摩町議会議員及び奥多摩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙から適用し、同日前までにその期日

を告示された選挙については、なお従前の例によることを規定するものでございます。

以上で、議案第 45 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 45 号の質疑を行います。9 番、石田芳英議員。

○9 番（石田 芳英君） 9 番、石田でございます。

1 点教えていただきたいところなんですけれども、新旧対照表の 20 ページの第 4 条 2 項のイのところ燃料に関する契約のところなんですけれども、この 2 行目に「当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金」というふうにありますけど、これは事前にガソリンスタンドと契約を結んだ上で承認されるというふうの意味はとれるんですけれども、これ事前にそういう契約を結ぶのかどうかというところを、基本的なところすみません、確認したいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 9 番、石田議員のご質問にお答えいたします。

燃料の供給ほか全てですけれども、契約業者とのやりとりの契約となりますので、支払いも契約業者となるということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 9 番、石田芳英議員。

○9 番（石田 芳英君） そうすると、事前に契約を結んだ上で選挙に入ることによってよろしいでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 只今議員さんが申し上げたとおり、事前の契約となっております。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 邦男君） 9 番、石田芳英議員。

○9 番（石田 芳英君） 度々すみません。そうしますと、奥多摩は、ガソリンスタンドが燃料に関しては 2 つありますけれども、対象の契約先はこの 2 つのどちらかということによろしいでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 9 番、石田議員さんの再質問でございますけれども、町内には 2 か所ということですが、契約業者はガソリンスタンドという形になりますので、町内外という形で捉えていただければと思います。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 45 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 45 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 45 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 45 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 46 号 奥多摩町一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレットの 31 分の 23 ページ、議案第 46 号をご覧ください。議案第 46 号 奥多摩町一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 35 号）及び人事院規則 19-0（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則の公布に基づき、職員の育児休業の取得等に関する規定を整備する必要があるためでございます。

今回の改正内容は、2つの視点となっており、1点目は、非常勤職員の子の出生後 8 週間以内の育児休業の取得要件の緩和として、子が 1 歳 6 か月に達する日までに、その任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されなかったことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後 8 週間以内に育児休業をしようとする場合には、子の出生日から起算して 8 週間と 6 月を経過する日までと緩和するものでございます。

2点目の視点では、非常勤職員の子が 1 歳以降の育児休業の取得の柔軟化として、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が 1 歳 6 か月に到達する要件について、夫婦での

取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を定め、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を定める条例改正を行うものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表 27 ページをご覧ください。

改正部分につきましては、下線の部分を改正とするものでございますが、改正内容がわかりづらいことから、改正規定を要約してご説明させていただきます。

第2条育児休業をすることが出来ない職員、第3号中、括弧のいずれかに該当する非常勤職員を非常勤職員であつて、次のいずれかに該当する者に規定を改め、次の同号ア（ア）中、子の出生の日から57日間以内の非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和することから、子の出生日から第3条の2、57日間の期間内に育児休業をする場合にあつては、57日目から6か月を経過する日、現行では、子の1歳6か月到達日までに任期が更新される場合にあつては、更新後のものが満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職、特定職に採用されなかったことが明らかでない非常勤職員が取得出来る規定に改め、次の同号イ、「次のいずれかに該当する非常勤職員」に改め、次に27ページ下段から28ページの上段にかけての説明となります。（ア）では、子の1歳到達日に育児休業をしている非常勤職員が子が1歳以上1歳6か月未満の期間における育児休業をしようとする場合、現行では、当該育児休業の期間の初日が子の1歳到達日の翌日に限定されており、引き続いて育児休業を取得することとなることから、この際に改めて任期や勤務日数などの取得要件を問われることがなくなります。

今回、第2条の3号の改正により、子が1歳以上1歳6か月未満の期間における育児休業の期間の初日は、この1歳到達日の翌日に限定されることはなくなり、改めて取得要件を問われることがない取扱いとなり、現行と同様のものになるよう規定するものでございます。

次に、28ページ中段より上の部分をご覧ください。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、第2条第3号中、（イ）はエの規定を改めたものでございます。

次の第2条の3育児休業法第2条第1項の条例で定める日、第3号中、非常勤職員の育児休業の対象期間を子が1歳6か月に達する日までとする要件について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定に改め、次に28ページの下段の部分から29ページにかけてご覧ください。アは、現行の非常勤職員が子の1歳到達

日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合に、当該非常勤職員の配偶者が子の1歳到達日の翌日以降、地方等育児休業、育児休業法その他の法律の規定による育児休業をする場合にあっては、当該育児休業等の期間の末日とされた日の翌日以前の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合の規定を追加し、次の同号中、アをイに改め、イをウに改め、次の同号中、ウの次にエとして、非常勤職員に関わる子の1歳以降の育児休業について同号の回数を規制するものでございます。

次に、29 ページから 30 ページをご覧ください。第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合では、非常勤職員の育児休業の対象期間を子が1歳6か月から2歳に到達する日までとする要件について、第2条の3第3号と同様、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能にするための規定に改め、第2条の3第3号の子の1歳から1歳6か月の育児休業をする場合と同様となるよう規定を改めるものでございます。

30 ページの上段をご覧ください。第2条の4第1項と第4号の規定を追加し、次に地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、第2条の5の規定を削除するものでございます。

次に、第3条育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情、第5号では、今回の育児休業法の改正により、育児休業の取得回数の制限が緩和され、特別な事情に関わらず、原則2回まで育児休業を取得することが出来るようになることから、育児休業等計画書により申し出た場合の再度の育児休業の取得は、特別な事情により、規定を削除するもので、第6号を第5号に、第7号を第6号として改め、次の第3条第8号を同条7号として任期を定めて採用された職員には、非常勤職員以外にも任期付職員法に基づく任期付職員や任期付研究員などがあることから、育児休業法の改正内容を踏まえ、これらの職員についても非常勤職員と同様の取扱いとすることから規定を改めるものでございます。

次に、31 ページをご覧ください。第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間では、期間を57日間と規定するものでございます。

次に、第8条育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務することが出来る特別な理由では、第6号において、計画書により申し出た場合の再度の育児短時間勤務の取得の仕組みは存知することから、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に規定を改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項施行日では、令和4年10月1日から施行し、第2項経過措置では、「この条例の施行日前に育児休業計画書を提出した職員に対するこの条例による

改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第8条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。」ものとして規定するものでございます。

以上で、議案第46号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第46号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第46号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第46号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第8 議案第46号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第46号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時15分から再開いたします。

午前10時59分休憩

午前11時14分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第9 認定第1号 令和3年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第10 認定第2号 令和3年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11 認定第3号 令和3年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12 認定第4号 令和3年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13 認定第5号 令和3年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14 認定第6号

令和3年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15 認定第7号 令和3年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16 認定第8号 令和3年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、以上8件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。会計管理者。

〔会計管理者 坂本 秀一君 登壇〕

○会計管理者（坂本 秀一君） それでは、認定第1号から認定第8号までの令和3年度一般会計歳入歳出決算をはじめとする特別会計、企業会計の決算につきまして地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付すべく、その提案の説明を申し上げます。

なお、本件につきましては、議会運営委員長からの報告がありましたとおり、決算特別委員会を設置し、審査を付託することになりましたので、一般会計、特別会計、企業会計の順に概要の説明を申し上げます。

また、各認定議案の鑑文につきましては、決算とは別につけさせていただきましたので、ご了承をお願いいたします。

はじめに、認定第1号 令和3年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きいただき、6ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、歳入の収入済額の合計は、表の一番下の行でございます75億674万2,263円で、対前年度比2億6,739万9,845円、3.4%の減となりました。

その主な要因といたしましては、町の貴重な自主財源であります町税が引き続き減少しております。

一方、地方交付税においては1億6,000万円を超える増額交付があったものの、国庫支出金につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金約1億1,400万円の皆増、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金約4,000万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金約9,000万円の増などがありましたが、特別定額給付金事業費補助金約5億円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約1億5,000万円などの減により、国庫支出金は3億4,000万円を超える減額となりました。

また、都支出金につきましても特別養護老人ホーム建設に対する補助金の財源である区市町村所有地の活用による介護基盤の整備促進事業補助金が建設完了に伴い、約9,300万円が皆減したことなどにより1億円を超える減となりました。

基金繰入金につきましては、令和元年台風第19号災害の復旧財源でありました防災減災

基金の繰入れが皆減したことや基金の取崩しが抑制出来ましたことにより1億1,000万円を超える減となりました。

これらの要因により、歳入全体では前年度に比べて減額となりました。

また、収入未済額につきましては、町税が151万1,983円で、対前年度比86万2,069円、36.3%の減となりました。

なお、地方税法第18条等により36万1,443円の不納欠損処分を行いました。詳細につきましては、事務報告書の131ページに詳細が載っておりますので、後程ご参照をいただきたいと思っております。

次に、7ページからは、歳出でございますが、9ページをご覧ください。

歳出の支出済額の合計は、表の一番下の行にあります71億1,511万5,547円で、対前年度比3億96万5,648円、4.1%の減となりました。

その主な要因といたしましては、総務費では、総務管理費のうち、基金運用費において庁舎建設基金の積立てを3億5,000万円ほど行われたことなどにより総務費全体では増額、民生費では、社会福祉費において住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費約9,500万円皆増になったことや児童福祉費において子育て世帯への臨時特別給付金事業費約3,900万円の増などにより民生費全体では増額、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費におきまして約8,900万円の増などにより衛生費全体では増額、農林水産業費では、奥沢線林道改良工事や簡易給水施設配水管布設替工事の増などにより農林水産業費全体では増額、商工費では、観光費において事業継続応援事業費の増や観光施設等整備基金積立金の増により商工費全体では増額となり、土木費では、住宅費で氷川、大氷川地内町営若者住宅建設工事の皆増や下水道事業特別会計への繰出金が約3,000万円増えたことなどにより土木費全体では増額、消防費では、耐震性貯水槽設置工事の皆増や消防事務委託費負担金の増などあったものの、防災行政無線の整備が完了したことにより減額、教育費では、古里小学校東側トイレ改修工事の皆増などありましたが、古里小学校西側トイレ改修工事や奥多摩中学校水道直結工事の皆減などにより教育費全体では減額となりました。

災害復旧費では、令和元年台風第19号災害復旧事業におきまして農業施設の災害復旧工事や氷川溪谷遊歩道災害復旧工事などを実施しましたが、町単独分を含む特別定額給付金や日原系統バス路線運行確保事業補助金などが皆減したことをはじめ、様々な感染症対策事業費が当該科目では皆減となり、災害復旧費全体では前年度に比べて減額となりました。

その結果、歳入歳出差引残高は、3億9,162万6,716円で、そのうち181万5,000円が翌年度繰越額となります。

繰り越す事業は、住民記録システム改修事業でございます。

なお、令和3年度に執行した個々の事業につきましては、事務報告書に詳細が載っておりますので、後程ご参照いただきたいと思います。

次に、130 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額の3億9,162万6,716円が実質収支額となりました。

備考欄にも記載しておりますが、決算書の翌年度繰越額と本調書4、翌年度へ繰り越すべき財源との差額181万5,000円は、未収入特定財源であります。

なお、131 ページ以降の財産に関する調書につきましては、後程ご参照いただきたいと思います。

次に、認定第2号 令和3年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

奥多摩都民の森は、森に触れる、森を歩く、森を育てるをテーマに、山村の生活体験や登山、自然体験及び森林作業体験など、都民が自然と触れ合う場の拠点として東京都より指定管理を受け、施設の管理運営を行っております。

4 ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は7,859万686円で、対前年度比34万3,985円、0.4%の増となりました。

5 ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は7,049万3,781円で、対前年度比205万8,844円、2.8%の減となりました。

次に、12 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額の809万6,905円が実質収支額となりました。

次に、認定第3号 令和3年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

山のふるさと村は、都民の健全なレクリエーション事業に対処するため、自然利用の拠点として奥多摩湖畔に大規模な集団施設地区を整備し、東京都内に残存する貴重な自然を広く都民に親しんでもらうことを目的に開園した都立自然公園でありまして、東京都より指定管理を受け、施設の管理運営を行っております。

4 ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は1億6,357万3,895円で、対前年度比262万3,852円、1.6%の増となりました。

5 ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は1億6,300万7,631円で、対前年度

比 447 万 4,449 円、2.8%の増となりました。

次に、12 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額の 56 万 6,260 円が実質収支額となりました。

次に、認定第 4 号 令和 3 年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

国民健康保険制度においては、平成 30 年度より国保の都道府県化を行い、都道府県が財政運営の責任主体として公費の拡充をすることで区市町村の負担を軽減し、平準化することとなりました。この制度改正により、市町村は、医療費の急増等による財政リスクはなくなる等、国、都道府県、市町村が応分の責任を果たすことにより、将来にわたって国民健康保険を持続可能な制度とすることとされました。

市町村は、引き続き資格管理、保険給付及び保険税の賦課徴収などの実務業務及び保健事業を実施し、医療費の抑制に努める必要があります。

4 ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は、表の一番下の行にあります 7 億 8,768 万 8,559 円で、対前年度比 5,972 万 3,927 円、8.2%の増となりました。

収入未済額は 128 万 1,400 円で、対前年度比 22 万 7,300 円、15.1%の減となり、不納欠損額は 30 万 7,000 円で、対前年度比 11 万 6,100 円、27.4%の減となりました。

次に、5 ページから歳出になります。6 ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は、表の一番下の行にあります 7 億 5,694 万 9,805 円で、対前年度比 5,732 万 8 円、8.2%の増となりました。

次に、22 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額の 3,073 万 8,754 円が実質収支額となりました。

なお、財産に関する調書につきましては、23 ページをご参照いただきたいと思います。

次に、認定第 5 号 令和 3 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度として老人保健制度に代わり、平成 20 年 4 月に創設されたもので、各都道府県が広域連合を設立して保険者となり、原則として 75 歳以上の方が個人単位で加入している制度になります。

4 ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は 2 億 1,149 万 4,461 円で、対前年度

比 1,050 万 6,452 円、4.7%の減となりました。

収入未済額につきましては 5 万 1,800 円で、対前年度比 2 万 7,400 円、112.3%の増となりました。

不納欠損額はありませんでした。

次に、5 ページ、歳出でございますが、歳出の支出済額の合計は 2 億 539 万 6,184 円で、対前年度比 1,049 万 7,787 円、4.9%の減となりました。

次に、15 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額 609 万 8,277 円が実質収支額となりました。

次に、認定第 6 号 令和 3 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

介護保険事業につきましては、令和 3 年度は、第 8 期介護保険事業計画に基づく 3 年間の事業運営期間の 1 年目でありました。歳出の主な部分である保険給付費におきましては、施設サービス受給者数は減少したものの、依然として施設サービスに係る給付費が全体の 7 割に近い状況であり、施設サービスの増減が保険財政に大きく影響を与えている状況となっています。

4 ページから歳入になります。5 ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は、表の一番下の行にあります 8 億 6,674 万 8,058 円で、対前年度比 967 万 6,436 円、1.1%の減となりました。

収入未済額につきましては 120 万 9,100 円で、対前年度比 3 万 8,200 円、3.1%の減となりました。

なお、不納欠損額は 60 万 2,400 円で、対前年度比 11 万 5,400 円、23.7%の増となりました。

次に、6 ページから歳出になります。7 ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は、表の一番下の行にあります 8 億 2,566 万 2,195 円で、対前年度比 3,513 万 6,957 円、4.1%の減となりました。

次に、23 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額 4,108 万 5,863 円が実質収支額となりました。

なお、財産に関する調書につきましては、24 ページをご参照いただきたいと思います。

次に、認定第 7 号 令和 3 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

てご説明申し上げます。決算書をお開きください。

下水道は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、そして、多摩川上流域の水源のまちとして河川の水質改善に大きな役割を果たしております。令和4年3月末現在での水洗化率は、小河内処理区が100%、奥多摩処理区につきましては91.3%となっており、奥多摩町全体の水洗化率につきましては91.7%となっております。

4ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は6億5,257万8,150円で、対前年度比3,381万555円、5.5%の増となりました。

収入未済額及び不納欠損額はございませんでした。

次に、5ページ、歳出でございますが、歳出の支出済額の合計は6億5,257万5,837円で、対前年度比3,380万9,579円、5.5%の増となりました。

次に、16ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、歳入歳出差引額の2,313円が実質収支額となりました。

次に、認定第8号 令和3年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

奥多摩病院は、地域医療の拠点として、また、山間部の僻遠地での健康管理や医療ニーズに対応するため、附属診療所への出張診療や在宅で医療が受けられる訪問診療、訪問看護を行うなど、この地域にとって欠かせない病院として信頼をいただいております。

平成31年3月より、地域包括ケア病床の運用も開始し、住民の期待と信頼に応えられる病院として一層のサービスの充実を図っております。

また、観光地の奥多摩町に位置しているため、地域の方々の中核医療施設としてだけでなく、ハイキングや登山、キャンプなどで訪れる観光客の急病やけがなどにも対応する施設としての側面も持ち合わせています。

3ページから収益的収入及び支出になります。4ページをご覧ください。収入決算額は、上段の表の一番上、4億8,682万5,411円、支出決算額は、下段の表の一番上、4億8,134万6,277円で、収支差引額547万9,134円が単年度収支として黒字となっております。

医業費用に対する医業収益の割合は53.9%で、前年度の56.2%と比較し、2.3%の減となりました。

次に、5ページから資本的収入及び支出になります。6ページをご覧ください。収入決算額は、上段の表の一番上、741万円、支出決算額は、下段の表の一番上、808万9,331円

で、収支差引額は67万9,331円の不足となりました。この不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填をいたしました。この資本的支出は、2階トイレ壁タイル補修工事や備品、医療機器等の整備などを行ったものでございます。

なお、業務内容等詳細につきましては、23ページ以降及び事務報告書に詳しく記載してございますので、後程ご覧いただきたいと思っております。

以上、認定第1号から認定第8号までの決算につきまして提案のご説明をさせていただきましたが、決算認定の意義につきましては、申し上げるまでもございませんが、歳入歳出予算の執行結果を総合的に確認し、今後の予算編成や財政運営に生かしていくという大切な意義がございますので、慎重なご審議をいただきまして、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第17 報告第2号 令和3年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について、日程第18 報告第3号 令和3年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について、以上2件は関連がありますので、一括して報告をお願いいたします。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、報告第2号 令和3年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について及び報告第3号 令和3年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてのご説明をさせていただきます。

当該ページをご覧ください。はじめに、報告第2号 令和3年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告についてご説明させていただきます。

なお、説明に当たりましては、議案書のホルダーとは別に、報告第2号附属資料といたしまして、奥多摩町健全化判断比率の推移という表題の折れ線グラフによる附属資料をタブレット端末上に添付させていただきました。こちらも併用しながら説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、ご報告するものでございます。この健全化法につきましては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために4つの財政指標を設け、これを健全化判断比率と定めております。

次のページの令和3年度決算における奥多摩町健全化判断比率報告書をご覧ください。

最初に、実質赤字比率でございます。これは、地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

町の場合は、一般会計と都民の森及び山のふるさと村の管理運営事業特別会計の3会計が対象であり、この3会計合計の実質収支額を標準財政規模で除したものが実質赤字比率となります。

令和3年度決算におきまして、分子となる3会計合計の実質収支額は4億29万円で、分母となる標準財政規模は29億1,126万6,000円でありました。通常の計算であれば符号がプラスの13.74%となりますが、健全化の判断比率では赤字や負債の状況を浮き彫りにする必要があるため、赤字の場合をプラスの数値表示とし、黒字の場合はマイナスの計算結果といたします。したがって、町の場合は黒字決算であるため、マイナスの13.74%という計算結果となります。ただし、規定により報告書における表示では赤字はないという意味で、数値ではなく、横棒のバー表示としております。このため当該記載案につきまして、町では赤字はなく、黒字のためバー表示となっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。これは、一般会計等に加え、公立病院や下水道など公営企業等を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したものです。

町の場合は全8会計となります。

分子は、最初に説明いたしました一般会計等3会計合計の実質収支額に国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計の実質収支額7,792万4,000円と病院事業及び下水道事業の企業会計の剰余額3億9,079万7,000円を合算した8億6,901万1,000円となります。これを分母となる標準財政規模29億1,126万6,000円で除しますと、29.84%となりますが、分子がいずれも黒字決算のため、先ほど説明いたしましたように、マイナスの29.84%という計算結果となります。ただし、規定により当該記載欄につきましては、町では赤字はなく、黒字のためバー表示となっております。

次に、実質公債費比率でございます。これは、地方公共団体の借入金の返済額の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

この返済額には一般会計等での公債費のほか下水道事業など、特別会計への繰出金のうち、地方債の償還に充てた経費なども含まれております。

令和3年度の単年度比率は、令和2年度と同様の7.3%ですが、この報告書では当該年度までの3か年平均の比率を記載することとなっているため、3か年平均では前年

度と比較しまして0.2ポイント上昇の7.3%と記載しております。

次に、将来負担比率でございます。これは、地方公共団体の借入金や現在抱えている負債並びに職員の退職金や加入している一部事務組合が起債した借入金の返済額など、将来にわたって負担しなければならない金額の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

令和3年度決算におきましてその計算結果はマイナスの117.2%となりました。ここでのマイナスの意味につきましては、将来負担額よりも充当可能財源等が大きいこと、つまり、現状におきましては町の積立て基金などにより、先ほど申しあげました将来に負担すべき金額を賄える財政環境に現時点ではあるという状況になっております。

当該記載欄につきましては、将来負担が生じているプラス数値の場合のみ数値が記載されますが、町ではマイナスのため、規定によりバー表示となっております。

只今ご説明した以外の報告書の表内には括弧書きの数値が記載されております。こちらにつきましては、備考欄記載のとおり、町における早期健全化基準であり、この4指標のうち1つでも数値が超えますと早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、議会の議決を経ることが義務づけられるとともに、計画策定年度のみ個別外部監査が強制適用されます。町におきましては、4指標のいずれも基準値以下となっており、健全な状態が保たれております。

なお、冒頭申しあげました報告第2号附属資料、奥多摩町健全化判断比率の推移といたしまして、折れ線グラフの附属資料を議案書とは別にタブレット端末上に添付させていただきましたので、ご覧ください。

この資料では4指標の推移状況をグラフにより示しております。縦軸は比率、横軸は決算年度を示しており、年度によっては若干の増減もありますが、堅調な推移が見てとれます。

以上で、報告第2号 令和3年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告についてのご説明を終わらせていただきます。

次に、報告第3号 令和3年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてをご説明させていただきます。当該ページをご覧ください。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきご報告するものでございます。

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化度合いを示すものです。

公営企業は、独立採算の原則により必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければなりませんので、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計金に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支を事前にチェックしています。

次のページの令和3年度決算における奥多摩町資金不足比率報告書をご覧ください。この表は、病院事業会計、下水道事業特別会計の順に記載してございますが、資金不足比率につきましては、公営企業会計における資金が不足しているのか、足りているのかを判断する指標であります。

資金不足比率の内容につきましては、それぞれの会計における流動資産から流動負債を差し引いた額がマイナスになりますと資金不足ということで、計算式により比率計算を行った上で表上に記載しますが、資金が足りているプラスの場合は比率の表示は行わず、バー表示の記載をすることとなっております。バー表示、下段の括弧内に20.0%と表記しているものは早期健全化基準で、この基準を超えた場合は、早期健全化団体と同様に、経営健全化計画の策定、個別外部監査等が求められます。

当町における公営企業等2会計の令和3年度決算における流動資産から流動負債を差し引いた額は、病院事業会計がプラス3億9,079万6,000円、下水道事業特別会計がプラス1,000円と、いずれの会計も資金不足の状況にないことから、バー表示の記載となっております。

以上で、報告第2号 令和3年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について及び報告第3号 令和3年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてのご説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、報告は終わりましたが、令和3年度の各会計決算並びに健全化判断比率、資金不足比率については、それぞれ監査委員の審査に付され、その審査意見書の写しが配布されております。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

本日は、松永代表監査委員にご出席をいただいておりますので、審査の経過及び結果についてご報告をいただきたいと思います。松永代表監査委員。

〔代表監査委員 松永健太郎君 登壇〕

○代表監査委員（松永健太郎君） 皆さん、こんにちは。只今、決算審査報告並びに財政の健全化に関する審査報告のご指名をいただきました奥多摩町代表監査委員の松永でございます。この令和4年4月に就任し、代表監査の業務を務めております。

本日は、これまで実施した例月出納検査、そして、決算審査等を踏まえ、お時間をいた

だきましてご報告申し上げたいと思います。

まず、決算審査の結果につきましてご報告申し上げます。

それでは、タブレットの一般会計等決算審査意見書をご覧ください。

このたび地方自治法の規定により審査の対象となりましたのは、令和3年度の奥多摩町における次の会計の歳入歳出決算で、一般会計、都民の森管理運営事業特別会計、山のふるさと村管理運営事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計の7会計でございます。

また、地方公営企業法の規定により審査の対象となりましたのは、同じく令和3年度の奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算でございます。

審査実施日は、令和4年7月28日、8月3日、5日、8日、19日の5日間で、審査実施者は、澤本幹男監査委員と私、松永でございます。

審査手順につきましては、報告書に記載のとおりでございますが、令和3年度の全ての事務事業について決算審査を行い、各課長及び係長から所管事務事業のうち、主たる事業の必要性、有効性について意見聴取を行い、また、新型コロナウイルス感染症による町政への影響や対策についての聴取も行いました。

次に、審査結果ですが、令和3年度の奥多摩町における全8会計の決算書類は関係法令に準じて作成されており、関係帳簿及び会計伝票並びに証票類とも照合の結果、決算の計数に誤りはなく、預金残高とも符合し、基金の運用状況及び予算の執行も適正かつ正確であり、歳入歳出とも妥当であったことを認めます。

次に、審査概要ですが、お手元の審査意見書2ページの6. 審査概要の(1)一般会計から6ページの(9)基金の状況までに、それぞれの会計における状況と内容について記載してありますので、恐れ入りますが、詳しい説明は割愛させていただきます。

なお、個々の会計への審査意見につきましても6ページから10ページに記載してあります。

また、財政の健全化に関する法律に係る審査につきましても健全化判断比率、資金不足比率ともに良好でありました。詳細につきましては、ご参照いただくこととし、本日は、これまで実施した例月出納検査、そして、決算審査等を踏まえ、総括意見を述べさせていただきます。

お手元の審査意見書11ページから「総括」として記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月に中国で感染者が報告され、日本において

も令和2年1月に最初の感染者が出て以来、ピークとピークアウトを繰り返しながら、いまだ収束の目途は立っておらず、世界経済や人々の活動に多大な影響を与えております。

奥多摩町においても例外ではなく、福祉保健面では、新型コロナウイルスワクチン接種への対応、定住化対策面では、定住推進における相談会の中止、病院事業面では、患者の受診控え、学校教育関係では、臨時休校の実施、観光面では、集客を伴うイベントの中止等、様々な影響を受けております。

令和3年度における奥多摩町の主要財源である町税は6億6,670万8,000円で、前年度と比較して2,313万円の減少となりました。主な要因としては、土地の地価下落及び家屋の評価替えによる固定資産税課税ベースの減少、個人の所得減少に伴う個人住民税の減少でございます。

人口動態を見ても奥多摩町の人口減少と少子高齢化は進んでおり、この状態が進んでいくと、更なる町税の減少、そして、財源不足を招くこととなります。今後は、地域の特性を生かして自主的にこの状況を脱却し、町税を確保する必要があると思っております。

奥多摩町では、人口減少と少子高齢化を解消させるべく、第5期奥多摩町長期総合計画の将来像の実現を図り、奥多摩創造プロジェクトを具現化するために定住化対策事業を推進しておりますが、移住及び定住の相談件数が令和3年度では前年度より274件増加の2,232件ということでございました。いまだ高齢化率は50%を超え、厳しい状況は依然として続いておりますが、人口増加のため、引き続き本事業の推進を期待しております。

奥多摩町の魅力発信源となっている観光産業では、令和3年度中は、新型コロナウイルスの影響により、納涼花火大会やふれあいまつり等の予定されておりました各種イベントが中止となり、実に歯がゆい年度となってしまったことでしょうか。

そんな中でも駐車場不足解消の取組として駐車場シェアリングサービスの開始や観光ごみ対策等を行い、このような状況下で出来る限りのことを実施されました。やむを得ず中止とされた各種イベントの復活に備えてしっかりと準備を整えていただくと同時に、新たな奥多摩町の魅力を発信出来るようなイベントの創出を期待しております。

農林水産業では、イメージキャラクターのわさびーにもあるように、ワサビが特産物となっておりますが、治助芋のブランド化にも引き続き注力願います。

奥多摩町といえば、東京都でありながら雄大な自然を有する町であるということは世間一般に知られているところでございます。近年は、新型コロナウイルスの3密回避も追い風となったのか、アウトドアブームが巻き起こっております。奥多摩町でもキャンプ場や登山、その他自然体験を提供出来る施設として山のふるさと村や都民の森を東京都から管

理委託を受けておりますが、両施設とも新型コロナウイルスの影響により低稼働の状態が続いてしまっております。東京都の施設で、奥多摩町はそれを管理運営するということで慎重になっているというのは当然理解出来ますが、3密回避を実現出来るということがアウトドアの強みであることを念頭に置いて、もう少し積極的な運営をされてもよろしいのではないかと思います。

令和4年度以降、いずれは新型コロナウイルスと共生する時代が到来することになると思います。その頃には新型コロナ禍前とほぼ変わらない生活様式となって、最近では聞き慣れてきてしまっている「新型コロナウイルスの影響により」というようなワードは聞く機会が少なくなってきていることでしょう。

共生時代へ突入するまでの間は、奥多摩町発展のため、奥多摩町の魅力を更にアピール出来るような取り組みの実施やアイデアを模索するための準備期間として、有効に限りある時間を使っていたきたいと思います。

以上、奥多摩町の課題である少子高齢化及び人口減少並びに町税確保の観点から総括させていただきましたが、支出面においても例月出納検査を通じて事務処理の方法、各支出における妥当性の評価、事故防止等の観点から引き続き監査を行ってまいります。

最後に、町長はじめ、特別職の皆様、そして、新型コロナ禍の中でも奥多摩町のため、そして、奥多摩町に住まわれている全ての方たちのために新型コロナ禍前と変わらない行政サービスを提供するため、現場で一生懸命働かれている町職員皆様のご尽力に感謝申し上げます、私からの監査総括意見とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、松永代表監査委員の報告は終わりました。

松永代表監査委員、大変ご苦労さまでした。併せて、議会選出の澤本監査委員につきましてもご苦労さまでした。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思っておりますけども、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時10分から再開いたします。

午後0時07分休憩

午後1時10分再開

○議長（高橋 邦男君） 午前中に引き続き会議を開きます。

お諮りします。午前中に上程の認定第1号から認定第8号までについては、議長及び議会選出監査委員である澤本議員を除く委員10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

ここで、決算特別委員会委員長の互選のため、暫時休憩とします。休憩中に、決算特別委員会の正副委員長の選出を行い、ご報告をお願いします。

午後1時11分休憩

午後1時15分再開

○議長(高橋 邦男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長(原島 滋隆君) それでは、ご報告をさせていただきます。

決算特別委員会委員長につきましては、9番、石田芳英議員、副委員長につきましては、6番、大澤由香里議員、以上のように決定をいたしました。

○議長(高橋 邦男君) 以上のとおり決算特別委員会委員長は、9番、石田芳英議員、副委員長は、6番、大澤由香里議員に決定しました。会期中に審査が終了するようお願いいたします。

次に、日程第19 報告第4号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価(令和3年度分)の報告について報告を求めます。教育課長。

[教育課長 新島 和貴君 登壇]

○教育課長(新島 和貴君) 報告第4号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価(令和3年度分)の報告についてご説明いたします。

この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を議会へ報告するものでございます。

それでは、報告書のページに沿ってご説明いたしますので、お願いいたします。

はじめに、報告書の1ページをご覧ください。第1の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について、第2の施策及び事務事業の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針についてにつきましては、この報告書に作成するに至った経緯、

点検及び評価についての目的や実施方法につきまして1ページから2ページに記載しております。

次に、3ページをお開きください。第3につきましては、奥多摩町教育委員会の令和3年度活動状況についての報告で、教育委員会定例会及び臨時会の会議内容、学校行事、外部への視察等の活動内容につきまして3ページから6ページに掲載しております。

次に、7ページをお開きください。第4といたしまして、教育委員会が令和3年度に取り組みました教育行政の基本となる教育目標及びこの目標を達成するための5つの基本方針を7ページに掲載しております。

次に、8ページをお開きください。第5といたしまして、第4で掲げました5つの基本方針に基づき取り組みました教育施策としての22の重点項目をそれぞれの基本方針ごとに8ページから9ページに掲載しております。

次に、10ページをお開きください。第6といたしまして、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の令和3年度点検及び評価を10ページから27ページに掲載しており、第5で決めました22の重点項目ごとに各分野で取り組みました具体的な事務事業について点検し、自己評価をしております。

次に、少し飛びますが、28ページをお開きください。第7といたしまして、点検評価に関する点検評価有識者からのご意見を28ページから31ページに掲載しております。

それでは、大変恐縮ですが、2ページまでお戻りください。評価基準につきましてご説明をいたします。評価基準につきましては、下段の別表に記載しておりますそれぞれの施策、事務事業ごとに点検結果について記号を用いて評価しております。二重丸は、事務事業の取組が順調に行われている、丸は、概ね順調である、三角は、やや順調でない、バツは、順調でないという評価でございます。その点検結果の右側には、それぞれの事務事業についての取組概要等を記載しております。

次に、10ページをお開きください。この表では、基本方針1の重点項目1につきまして評価をしております。表中の最初の施策・事務事業名、人権教育の推進と教員の意識の向上につきましては、点検結果といたしまして、丸の概ね順調に実施している、次の社会体験、自然体験の推進につきましては、二重丸の、順調に実施しているという自己点検結果となっております。以降、27ページまで、それぞれの基本方針で定める重点項目に沿って実施した施策・事務事業につき、同様に評価しておりますので、後程ご覧いただければと思います。

なお、今回の点検評価につきましては、令和3年度に実施した事業について令和3年度

末であります令和4年3月の状況で評価をしておりますので、よろしくお願いたします。

次に、飛びまして、28 ページをご覧ください。教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定により、毎年その権限に属する事務の執行状況につきまして自ら点検及び評価を行い、これを教育に関し、学識経験を有する方の意見を聞くことが義務づけられており、その意見聴取の結果でございます。

今回は、点検評価委員といたしまして、前自治会連合会副会長で、教育委員会事務局経験者であります武内新三氏と奥多摩中学校PTA会長で、スポーツ推進委員の池田慎氏のお2人をお願いをいたしました。

意見聴取をしている中で、教育委員会の事務事業の執行につきまして様々なご意見を頂戴いたしましたので、その内容につき、掲載をさせていただいております。

全体的な評価としては、新型コロナウイルスの感染拡大により、学校の方にも大きな影響を与えていると感じたところであるが、概ね順調に事業が進められており、自己点検結果についても一部で成果が上がっていない施策事業も概ね順調となったので、妥当な評価であるというものでした。

個別の意見としては、主なものを紹介しますと、29 ページをお開きください。29 ページ上段のスクールカウンセラーの有効活用について、児童・生徒の全員面接を行っているということで、相談しやすい状態が出来ているというのはとてもよいと思うなど、良い評価をいただきました。

また、30 ページをお開きください。30 ページ中段の生涯学習推進計画の策定については、なかなか進まなくてずっと点検結果が低評価になっていたが、社会教育委員の会議で策定に向けた検討を進めることが出来たことはよかったとの評価をいただきました。

次に30 ページ下段の小学校の在り方についての検討について、学校の在り方については、遅かれ早かれ、現在の児童数を考えると、今すぐということではないが、統合ということ視野に入れていかないといけないと思う。また、子どもたちもある程度、大人数の中で教育を受けたほうがいろいろとプラスになると思う。町でもこのようなことにならないよう、少子化・定住化対策を推進しているが、いずれ限界が来ると思う。その辺も含め、今回策定した検討委員会は統合するための委員会ではないが、その中でも将来に向けた話し合いを活発にさせていただきたいとのご意見をいただきました。

以上、令和3年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の概要につきましてご報告いたしました。教育委員会では、この報告書を図書館等の施設で公表し、住民皆様からも広くご意見をいただき、点検評価委員会から頂戴したご意見と

ともに、これからの教育行政の適正な事務の管理と執行に生かしてまいりたいと考えております。

以上で、報告第4号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和3年度分）の報告についての説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、報告は終わりました。

次に、日程第20 陳情の受付についてを議題とします。

陳情文書表を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（原島 滋隆君） それでは、朗読をさせていただきます。

議請願第2号 令和4年9月6日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長高橋邦男。
請願書・陳情書の受付について。

議会に提出された陳情1件について下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第3回定例会。

請願・陳情文書表。

番号、陳情第2号、受付年月日、令和4年8月9日、件名、「建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める、国への意見書提出を求める陳情書」。

陳情人の氏名、東京都羽村市小作台5-21-6、東京土建一般労働組合西多摩支部執行委員長、宮崎透。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。只今議題となっております陳情第2号については、会議規則第37条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号については、所管の経済厚生常任委員会に審査を付託することに決定しました。今会期中に審査を終了するようお願いします。

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

なお、本会議2日目は、明日9月7日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後1時28分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員